

第6回疾病・障害認定審査会

一 議 事 次 第 一

【日 時】平成23年2月21日（月） 11:00～12:30

【場 所】厚生労働省 省議室（中央合同庁舎第5号館 9階）

【議 事】 1. 開会
2. 委員紹介
3. 健康局長からの挨拶
4. 会長選任及び会長代理の指名
5. 疾病・障害認定審査会の運営について
6. 各分科会の概要等について
7. その他
8. 閉会

【配付資料】 1. 疾病・障害認定審査会 委員名簿
2. 厚生労働省組織令、疾病・障害認定審査会令
3. 疾病・障害認定審査会運営規程
4. 疾病・障害認定審査会について
5. 感染症・予防接種審査分科会について
6. 原子爆弾被爆者医療分科会について
7. 身体障害認定分科会について

疾病・障害認定審査会委員名簿

分科会名	氏名	所属・役職
感染症・予防接種審査分科会	稲松 孝思 <small>いなまつ たかし</small>	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター臨床検査科部長
	大澤 真木子 <small>おおさわ まきこ</small>	東京女子医科大学小児科主任教授
	岡部 信彦 <small>おかべ のぶひこ</small>	国立感染症研究所感染症情報センター長
	加藤 達夫 <small>かとう たつお</small>	独立行政法人 国立成育医療研究センター理事長・総長
	古賀 伸子 <small>こが のぶこ</small>	横浜市西区福祉保健センター長
	佐多 徹太郎 <small>さた てつたろう</small>	国立感染症研究所感染病理部長
	永井 利三郎 <small>ながい としきぶろう</small>	大阪大学大学院医学系研究科教授
	濁川 博子 <small>にごりかわ ひろこ</small>	東京都医療公社豊島病院感染症内科医長
	西埜 章 <small>にしの あきら</small>	明治大学法科大学院教授
	保坂 シゲリ <small>ほさか しげり</small>	社団法人 日本医師会常任理事
原子爆弾被爆者医療分科会	石橋 大海 <small>いしばし ひろみ</small>	独立行政法人 国立病院機構長崎医療センター臨床研究センター長
	日下部 ぎよ子 <small>くさかべ きよこ</small>	東京女子医科大学名誉教授
	佐々木 英夫 <small>ささき ひでお</small>	財団法人 広島原爆障害対策協議会健康管理・増進センター所長
	角 美奈子 <small>すみ みなこ</small>	独立行政法人 国立がん研究センター中央病院放射線治療科医長
	谷口 英樹 <small>たにぐち ひでき</small>	日本赤十字社長崎原爆病院第1外科部長
	泉二 登志子 <small>いずみ としこ</small>	東京女子医科大学血液内科主任教授
	吉田 和弘 <small>よしだ かずひろ</small>	岐阜大学大学院腫瘍外科学教授
	米倉 義晴 <small>よねくら よしはる</small>	独立行政法人 放射線医学総合研究所理事長
身体障害認定分科会	赤川 安正 <small>あかがわ やすまさ</small>	広島大学大学院医歯薬学総合研究科教授
	岩谷 力 <small>いわや つとむ</small>	国立障害者リハビリテーションセンター総長
	奥野 妙子 <small>おくの たえこ</small>	三井記念病院耳鼻咽喉科部長
	加藤 達夫 <small>かとう たつお</small>	独立行政法人 国立成育医療研究センター理事長・総長
	久徳 美樹 <small>きゅうとく みき</small>	高槻赤十字病院形成外科部長
	葛原 茂樹 <small>くずはら しげき</small>	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部医療福祉学科教授
	坂谷 光則 <small>さかたに みつのり</small>	独立行政法人 国立病院機構近畿中央胸部疾患センター名誉院長
	原 茂子 <small>はら しげこ</small>	虎の門病院腎センター・健康管理センター 前部長
	湯澤 美都子 <small>ゆざわ みつこ</small>	日本大学医学部視覚科学系眼科学教授

○厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）

第三節 審議会等

（設置）

第一百三十二条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

疾病・障害認定審査会

援護審査会

（疾病・障害認定審査会）

第一百三十三条 疾病・障害認定審査会は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）の規定に基づきその権限に属させられた事項並びに身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の規定によりその権限に属された事項を処理する。

- 2 前項に定めるもののほか、疾病・障害認定審査会に関し必要な事項については、疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第二百八十七号）の定めるところによる。

○疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第二百八十七号）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 疾病・障害認定審査会（以下「審査会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審査会に、特別の事項を審査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解

任されるものとする。

- 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 審査会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審査会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
感染症・予防接種審査分科会	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）の規定に基づき審査会の権限に属させられた事項を処理すること。
原子爆弾被爆者医療分科会	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定に基づき審査会の権限に属させられた事項を処理すること。
身体障害認定分科会	身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の規定により審査会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 審査会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(部会)

第六条 審査会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつ

ては、分科会長)が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審査会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審査会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第八条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第九条 審査会の庶務は、厚生労働省健康局総務課において総括し、及び処理する。ただし、感染症・予防接種審査分科会に係るものについては厚生労働省健康局結核感染症課において、身体障害認定分科会に係るものについては厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

○ 疾病・障害認定審査会運営規程

疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第二百八十七号）第五条第六項、第六条第一項及び第六項並びに第十条の規定に基づき、この規程を制定する。

（会議）

第一条 疾病・障害認定審査会（以下「審査会」という。）は会長が招集する。

2 会長は、審査会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 会長は、議長として審査会の議事を整理する。

（諮問の付議）

第二条 会長は、厚生労働大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会に付議することができる。

（審査会の部会の設置）

第三条 会長は必要があると認めるときは、審査会に諮って部会（分科会に置かれる部会を除く。次条において同じ。）を設置することができる。

（分科会及び部会の議決）

第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審査会の議決とすることができる。

（会議の公開）

第五条 審査会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第六条 審査会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益または公共の利益をを害するおそれがある場合には、会長は、議事録の全部または一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とした場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（分科会の部会の設置等）

第七条 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮って部会を設置することができる。

2 分科会長は、第二条の規定による付議を受けたときは、当該付議事項を前項の部会に付議することができる。

(準用規定)

第八条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第一条、並びに第五条並びに第六条第二項及び第三項中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」、部会にあつては「部会長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科会にあつては「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第九条 この規定に定めるもののほか、審査会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

疾病や障害の認定、感染症に係る不服申立については、極めて専門的かつ個別的審議内容に関わるものであることから、これらについて個別の法律又は政令において必要的付議規定が設けられているものの審査を行う。

疾病・障害認定審査会（定数30名以内）

（事務局：健康局総務課）

感染症・予防接種審査分科会

（事務局：健康局結核感染症課）

- 予防接種法（昭和23年法律第68号）第11条第2項の規定による予防接種による健康被害認定の審査
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第25条第6項等の規定による入院命令の審査請求に係る審査
- 検疫法（昭和26年法律第201号）第16条の2第6項の規定による隔離の審査請求に係る審査
- 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成21年法律第98号）第3条第2項の規定による新型インフルエンザ予防接種による健康被害認定の審査

原子爆弾被爆者医療分科会

（事務局：健康局総務課）

- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第2項の規定による原爆症認定の審査

第一～第六審査部会

身体障害認定分科会

（事務局：障害保健福祉部企画課）

- 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78条）第5条第3項の規定による疑義のある障害の認定

**新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法
(平成21年法律第98号)に基づく健康被害救済制度について**

厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ(A/H1N1)予防接種による健康被害の迅速な救済を図るとともに、必要な海外生産分の輸入を行うため副作用被害等に関する企業への国の損失補償を行うために、新たな立法措置を講じた。

1. 健康被害が生じた場合の救済措置の整備

- 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ(A/H1N1)予防接種において、当該予防接種を受けた者について、健康被害が生じた場合の救済措置を講ずること。
- 給付の額等については、予防接種法の二類疾病の定期接種に係る給付に関する措置(医薬品医療機器総合機構法に基づく副作用救済給付と同様)を踏まえたものとする。

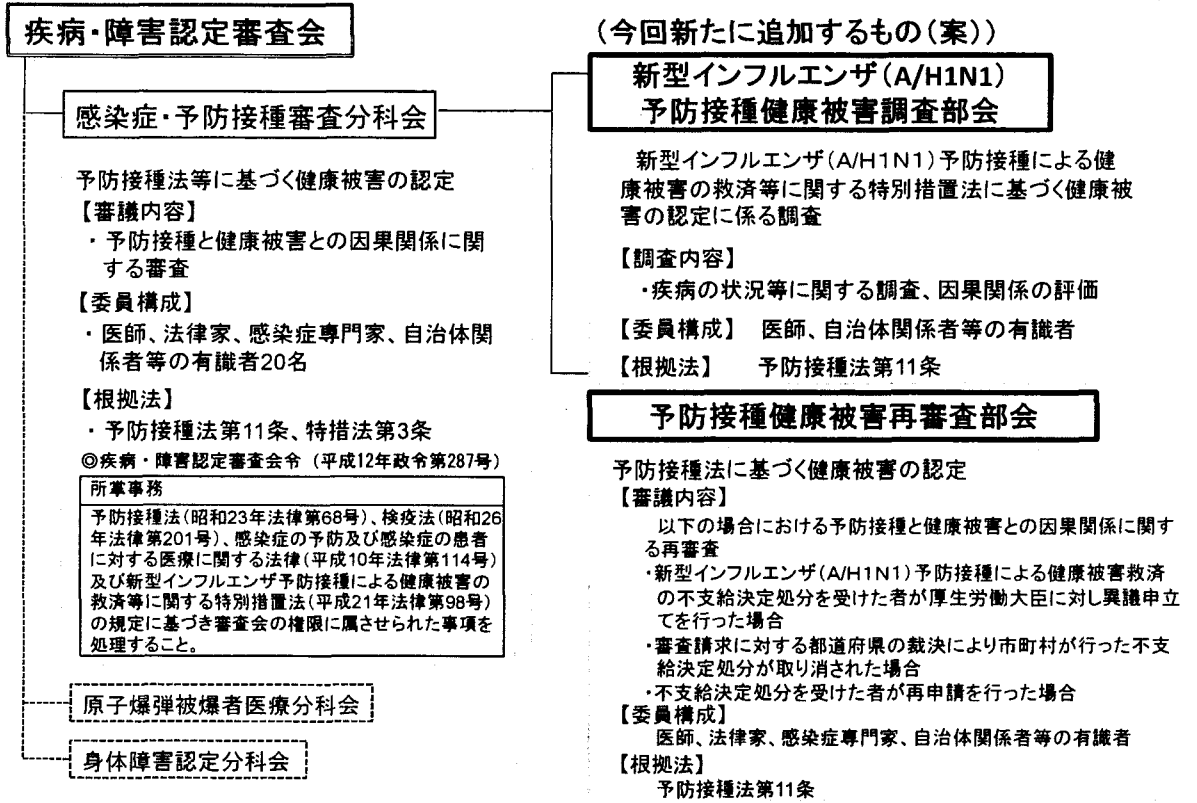
2. 輸入企業との契約内容への対応 (副作用被害等に関する企業への国の損失補償)

- 特例承認を受けた新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの製造販売業者を相手方として、ワクチン使用により生じた健康被害に係る損害を賠償すること等により当該製造販売業者に生じた損失等については、政府が補償することを約する契約を締結することができる。

3. 施行期日

平成21年12月4日(公布日施行)。ただし、健康被害の救済措置に係る規定は、施行日前に新型インフルエンザ(A/H1N1)予防接種を受けた者にも適用すること。

**新型インフルエンザ(A/H1N1)予防接種健康被害調査部会及び
予防接種健康被害再審査部会について(案)**



感染症・予防接種審査分科会の概要について

健康局結核感染症課

疾病・障害認定審査会

感染症・予防接種審査分科会

1. 感染症法等に基づく審査請求の裁決を行う場合

(委員構成:委員10名、感染症関係臨時委員5名 計15名)

(審議内容)

1. 感染症不服審査の審議

入院患者の審査請求に関する審議 (根拠:感染症法第25条)

2. 検疫法による隔離の不服審査

隔離患者の審査請求に関する審議 (根拠:検疫法第16条の2)

2. 予防接種法等に基づく認定を行う場合

(委員構成:委員10名、予防接種関係臨時委員10名 計20名)

(審議内容)

1. 予防接種と疾病・障害・死亡との因果関係に関する審議

2. 予防接種による健康被害(障害)の状態についての等級に関する審議

(根拠:予防接種法第11条、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第3条)

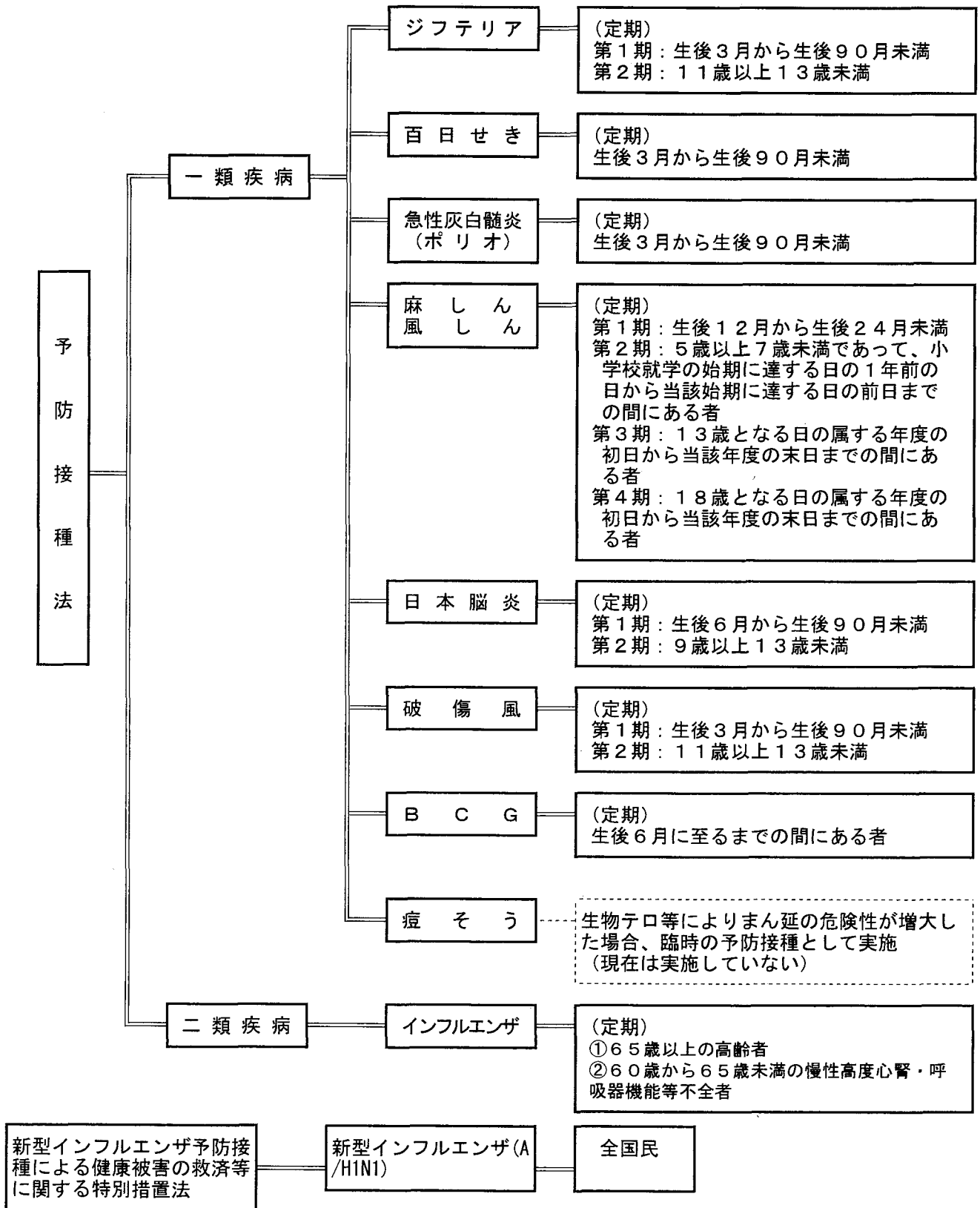
原子爆弾被爆者医療分科会

身体障害認定分科会

予防接種法等に規定されている対象疾病

[対象疾病]

[対象者・接種時期]



- ・平成13年予防接種法改正により、インフルエンザを二類疾病に追加。
- ・平成15年予防接種法施行令改正により、痘そうを一類疾病に追加。
- ・平成17年4月から結核予防法の改正により、乳幼児へのツ反を廃止・直接BCG接種(生後6ヶ月未満まで)の実施。
- ・平成17年予防接種法施行令改正により、日本脳炎の第3期接種の廃止。
- ・平成18年4月1日から予防接種法施行令改正により、麻疹及び風しんの2回接種の導入。
- ・平成20年4月1日から予防接種法施行令改正により、麻疹及び風しんの第3期、第4期の導入。
- ・平成21年10月から厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ(A/H1N1)予防接種が開始。

予防接種健康被害に対する給付の種類

【予防接種法】

(一類疾病)

給付の種類	内 容
医療費・医療手当	予防接種を受けたことにより疾病にかかった場合において、当該治療に要した費用(健康保険などにより負担された額を控除した自己負担額)及び医療を受けた態様・日数に応じた手当が支給される。
障害児養育年金	予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳未満の者を養育する者に支給される年金。 障害の状態に応じて1級・2級に区分される。
障 害 年 金	予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳以上の者に支給される年金。 障害の程度に応じて1級~3級に区分される。
死 亡 一 時 金	予防接種を受けたことにより死亡した場合において、一定の者(配偶者、子、父母など)に支給される一時金。
葬 祭 料	死亡した者の葬祭を行う者に対して支給される。

(二類疾病)

給付の種類	内 容
医療費・医療手当	一類疾病に係る医療費及び医療手当に準じる。 ただし、その程度の医療とは、病院又は診療所への入院を要すると認められる程度の医療とする。
障 害 年 金	予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に対し支給される年金。 障害の状態に応じて1級・2級に区分される。
遺 族 年 金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者の場合、その遺族に対して支給する。
遺 族 一 時 金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者でない場合、その遺族に対して支給する。
葬 祭 料	一類疾病に係る葬祭料の額に準じる。

【新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法】

給付の種類	内 容
医療費・医療手当	<p>予防接種を受けたことにより疾病にかかった場合において、当該治療に要した費用(健康保険などにより負担された額を控除した自己負担額)及び医療を受けた態様・日数に応じた手当が支給される。</p>
障害児養育年金	<p>予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳未満の者を養育する者に支給される年金。 障害の状態に応じて1級・2級に区分される。</p>
障害年金	<p>予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳以上の者に支給される年金。 障害の程度に応じて1級・2級に区分される。</p>
遺族年金	<p>予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者の場合、その遺族に対して支給する。</p>
遺族一時金	<p>予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者でない場合、その遺族に対して支給する。</p>
葬 祭 料	<p>死亡した者の葬祭を行う者に対して支給される。</p>

障害の状態の等級表

【予防接種法】

障害児養育年金

等級	障害の状態
1 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力の和が0.02以下のもの 2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のも 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両下肢の用を全く廃したもの 5. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも 7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 8. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
2 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力の和が0.08以下のもの 2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができる程度のも 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 5. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 6. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

障害年金

等級	障害の状態
1 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.02以下のもの 2. 両上肢の用を全く廃したもの 3. 両下肢の用を全く廃したもの 4. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のも 5. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 6. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
2 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.04以下のもの 2. 一眼の視力が0.02以下で、かつ、他眼の視力が0.06以下のもの 3. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のも 4. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 5. 一上肢の用を全く廃したもの 6. 一下肢の用を全く廃したもの 7. 体幹の機能に高度の障害を有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のも 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
3 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.1以下のもの 2. 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度のも 3. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 4. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 5. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 6. 体幹の機能に著しい障害を有するもの 7. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のも 8. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 9. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

【新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法】

障害年金・障害児養育年金 等級表

等級	障害の状態
1 級	1. 両眼の視力の和が0.04 以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが、100 デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることのできない程度の障害を有するもの 6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 8. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1. 両眼の視力の和が0.08 以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが90 デシベル以上のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. 咀嚼の機能を欠くもの 5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 8. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

給付額の比較

	予防接種法に基づく 一類疾病の定期接種	予防接種法に基づく 二類疾病の定期接種	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分
医療手当	通院3日未満（月額） 33,800円 通院3日以上（月額） 35,800円 入院8日未満（月額） 33,800円 入院8日以上（月額） 35,800円 同一月入通院（月額） 35,800円	通院3日未満（月額） 33,800円 通院3日以上（月額） 35,800円 入院8日未満（月額） 33,800円 入院8日以上（月額） 35,800円 同一月入通院（月額） 35,800円	通院3日未満（月額） 33,800円 通院3日以上（月額） 35,800円 入院8日未満（月額） 33,800円 入院8日以上（月額） 35,800円 同一月入通院（月額） 35,800円
障害児養育年金	1級（年額） 1,531,200円 2級（年額） 1,225,200円		1級（年額） 850,800円 2級（年額） 680,400円
障害年金	1級（年額） 4,897,200円 2級（年額） 3,915,600円 3級（年額） 2,937,600円	1級（年額） 2,720,400円 2級（年額） 2,175,600円	1級（年額） 2,720,400円 2級（年額） 2,175,600円
死亡した場合の補償	死亡一時金 42,800,000円	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,135,200円 ・生計維持者である場合 遺族年金（年額）2,378,400円 （10年を限度）	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,135,200円 ・生計維持者である場合 遺族年金（年額）2,378,400円 （10年を限度）
葬祭料	201,000円	201,000円	201,000円
介護加算	1級（年額） 837,700円 2級（年額） 558,500円		

(注1) 具体的な給付額については、政令で規定。

(注2) 二類疾病の定期接種に係る救済額については、医薬品副作用被害救済制度の給付額を参酌して定めることとされている(なお、特別措置法についても同様)。

給付区分別・ワクチン別認定状況(平成21年度及び平成22年度)

平成23年1月末現在

(単位:件)

該当年度	使用ワクチン	認 定							否 認						
		医療費・ 医療手当	障害児養 育年金	障害年金	死亡一時金	遺族年金	遺族一時金	葬祭料	医療費・ 医療手当	障害児養 育年金	障害年金	死亡一時金	遺族年金	遺族一時金	葬祭料
21年度	BCG	16													
	MR	2							2						
	麻しん								1						
	風しん	1	2	1											
	日本脳炎			2											
	ポリオ	1	2	1	1			1							
	種痘			1											
	DPT	3							3						
	DT	1							1						
	インフルエンザ	5							1		1				
計	29	4	5	1	0	0	1	8	0	1	0	0	0	0	
小 計 (49件)		認 定 件 数 (40件)							否 認 件 数 (9件)						
22年度	BCG	16													
	MR	3													
	麻しん														
	風しん	1													
	日本脳炎	1							1						
	ポリオ	3		1					1						
	種痘			1											
	DPT				1			1							
	DT														
	インフルエンザ ポリオ・種痘										1				
計	24	0	2	1	0	0	1	2	0	1	0	0	0	0	
小 計 (31件)		認 定 件 数 (28件)							否 認 件 数 (3件)						
2ヶ年(21~22)合計 (80件)		認 定 件 数 (68件)							否 認 件 数 (12件)						

(注)

- ・予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度において、厚生労働大臣が認定もしくは否認した件数。
- ・同一人が複数項目申請している事例(例:医療費・医療手当と障害年金等)があるため、件数は人数と必ずしも一致しない

感染症・予防接種審査分科会関連法規等について

1. 感染症法等に基づく審査請求の採決を行う場合

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第25条第6項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院命令の審査請求に係る審査

・感染症法第25条（審査請求の特例）

- 1 第20条第2項若しくは第3項の規定により入院している患者であって当該入院の期間が30日を超えるもの又はその保護者は、同条第2項又は第3項に規定する入院の措置について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求（再審査請求を含む。以下この条において同じ。）をすることができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の審査請求があったときは、当該審査請求があった日から起算して5日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 第20条第2項若しくは第3項の規定により入院している患者であって当該入院の期間が30日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る入院している患者が同条第2項又は第3項の規定により入院した日から起算して35日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 4～5 （略）
- 6 厚生労働大臣は、第2項の裁決又は第3項の裁決をしようとするときは、あらかじめ、疾病・障害認定審査会の意見を聴かなければならない。

・感染症法第20条（入院）

- 1 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であって前条の規定により入院しているものに対し10日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、10日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、10日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。
- 3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前2項の規定によ

り入院している患者を、前2項の規定により入院したときから起算して10日以内の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

4～8 (略)

○検疫法(昭和26年法律第201号)第16条の2第6項の規定による隔離の審査請求に係る審査

・検疫法第16条の2(審査請求の特例)

1 第14条第1項第1号の規定により隔離されている者であつて当該隔離の期間が30日を超えるもの又はその保護者は、当該隔離について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求(再審査請求を含む。次項及び第3項においても同じ。)をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査請求があつたときは、当該審査請求があつた日から起算して5日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 第14条第1項第1号の規定により隔離されている者であつて当該隔離の期間が30日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法に基づき厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る隔離されている者が同号の規定により隔離された日から起算して35日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

4～5 (略)

6 厚生労働大臣は、第2項の裁決又は第3項の裁決をしようとするときは、あらかじめ、疾病・障害認定審査会の意見を聴かなければならない。

・検疫法第14条(汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等についての措置)

検疫所長は、検疫感染症が流行している地域を発航し、又はその地域に寄航して来航した船舶等、航行中に検疫感染の患者又は死者があつた船舶等、検疫感染症の患者若しくはその死体、又はペスト菌を保有し、若しくは保有しているおそれのあるねずみ族が発見された船舶等、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

一 第2条第1号に掲げる感染症の患者を隔離し、又は検疫官をして隔離させること

二～七 (略)

2. 予防接種法等に基づく認定を行う場合

○予防接種法（昭和23年法律第68号）第11条第2項の規定に基づく予防接種による健康被害認定の審査

・予防接種法第11条（予防接種による健康被害の救済に関する措置）

1 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条（給付の範囲）及び第13条（政令への委任等）第1項に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

・予防接種法第12条（給付の範囲）

1 一類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種又は二類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者

二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者

四 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

2 二類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者

二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者

四 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

- ・ 予防接種法施行令第 9 条（審議会等で政令で定めるもの）

法第 11 条第 2 項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

○ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成 21 年法律第 98 号）第 3 条第 2 項の規定に基づく新型インフルエンザ予防接種による健康被害認定の審査

- ・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第 3 条（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済のための給付）

1 厚生労働大臣は、自らが行う新型インフルエンザ予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによるものであると認定したときは、次条及び第五条に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

- ・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第 4 条（給付の範囲）

前条第 1 項の規定による給付（以下この章において「給付」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

- 一 医療費及び医療手当 新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者
- 二 障害児養育年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳未満の者を養育する者
- 三 障害年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳以上の者
- 四 遺族年金又は遺族一時金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族
- 五 葬祭料 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

- ・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令第 1 条（審議会等で政令で定めるもの）

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第 3 条第 2 項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

原子爆弾被爆者医療分科会の概要について

健康局総務課

1. 原子爆弾被爆者医療分科会は、疾病・障害認定審査会令(平成12年政令287号)第5条の規定により、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)の規定に基づき審査会の権限に属させられた事項を処理すること」とされており、当該法律の規定に基づき原爆症の認定について、個々の被爆状況及び申請に係る疾病の状況を詳細に検討し、当該負傷又は疾病が、原子爆弾の放射線に起因したものであり、かつ、現に医療を要する状態であるかについての判断を行い、また、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射線に起因するものでないときは、その治癒能力が原子爆弾の放射線の影響を受けているために現に医療を要する状態にあるかについての判断を行っている。
2. 原爆症認定の審査については、平成20年4月以降の審査の方針の見直しに伴う申請数の増加(平成20年度から21年度で約12,500件)に対応するため、これまでに分科会の下に6つの審査部会を設置し審査機会の充実を図っている。こうした審査体制の強化により、審査件数は平成19年度の約260件から、20年度には約3,000件、21年度には約5,000件と飛躍的に増加し、さらに22年度は6,000件以上の審査を行う審査処理計画を立て、審査待機の解消に向けて全力をあげている。

【参考】

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)(抄)

(医療の給付)

第10条 厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

(認定)

第11条 前条第1項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りではない。

新しい審査の方針による審査状況

H23. 1. 31現在

(1) 原爆被爆者医療分科会・部会の開催状況（平成22年度開催分）

分科会（H22.4.26,5.24,6.21,7.26,8.23,9.13,10.25,11.29,12.20,H23.1.31）
 第1審査部会（H22.5.10,7.12,9.6,10.4,12.6）
 第2審査部会（H22.4.12,5.24,6.14,7.25,9.27,10.18,11.29,H23.1.24）
 第3審査部会（H22.4.26,5.31,6.21,7.26,8.23,9.13,10.25,12.20,H23.1.31）
 第4審査部会（H22.4.8,5.18,6.8,7.5,8.2,9.6,10.14,11.4,12.2）

(2) 分科会・部会における認定(認容)状況

(件)

	平成20年度総数 (H20.4～H21.3)	平成21年度総数 (H21.4～H22.3)	平22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平23年 1月	合計
第1審査部会 (主に消化器系以外のがん)	1,018	983	—	51	—	53	—	57	90	—	89	—	2,341
第2審査部会 (主に消化器系のがん)	1,229	904	39	20	12	58	—	94	89	76	—	120	2,641
第3審査部会 (白血病・副甲状腺機能亢進症)	239	252	21	26	3	11	4	9	34	—	27	26	652
第4審査部会 (放射線白内障・心筋梗塞)	44	63	8	5	3	0	3	3	5	9	10	—	153
分科会	167	418	27	17	16	18	12	19	35	26	22	16	793
合計	2,697	2,620	95	119	34	140	19	182	253	111	148	162	6,580


(3) 事務局による認定状況 悪性腫瘍 498件
 (平成20年度272件、21年度194件、22年度32件の認定を含む総件数)

これまでの認定件数：7,078件

現行の原爆症認定制度の概要

○被爆者が、疾病が放射線に起因し、現に医療を要する状態にある旨の厚生労働大臣の認定を受ければ、医療特別手当が支給される仕組みとなっている。

医療特別手当 月額137,430円（約6,400人） ※平成22年3月末現在



原爆症
の認定

①疾病が原爆放射線に起因すること（放射線起因性）

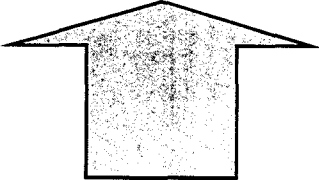
②現に医療を要する状態にあること（要医療性）

について、厚生労働大臣が認定。

放射線起因性には、「高度の蓋然性」が必要であるとの考え方が、最高裁判例により確立している。

※「高度の蓋然性」とは、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得る程度の証明

健康管理手当 月額33,800円（約19.6万人）



原爆放射線によるものでないことが明らかな場合を除き、造血機能障害、肝臓機能障害などの一定の疾病（循環器機能障害や運動器障害など大半の疾病がこれに該当する）にかかった場合に支給される。

被爆者健康手帳保持者（約22.8万人）

被爆時に一定の地域にいた者、原爆投下後2週間以内に入市した者、被爆者の救護等を行った者及びそれらの者の胎児について、被爆者健康手帳を交付。被爆者健康手帳の交付を受ければ、被爆者であることが証明され、医療費が無料となるほか、健康診断を受診することができるなど、各種施策の対象となる。

新しい審査の方針による原爆症認定の仕組み

I 放射線起因性の判断

1 積極的に認定する範囲

- ① 被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者
- ② 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者
- ③ 原爆投下より、約100時間経過後から約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者



これらの者については、以下の**7疾病**に罹患した場合は、**積極的に認定**

- 1) 悪性腫瘍(固形がんなど)
- 2) 白血病
- 3) 副甲状腺機能亢進症
- 4) 放射線白内障(加齢性白内障を除く)
- 5) 放射線起因性が認められる心筋梗塞
- 6) 放射線起因性が認められる甲状腺機能低下症 (※)
- 7) 放射線起因性が認められる慢性肝炎・肝硬変 (※)

2 総合的に判断

「積極的に認定する範囲」に該当する場合以外の申請の場合



起因性を**総合的に判断**

(申請者の被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案)

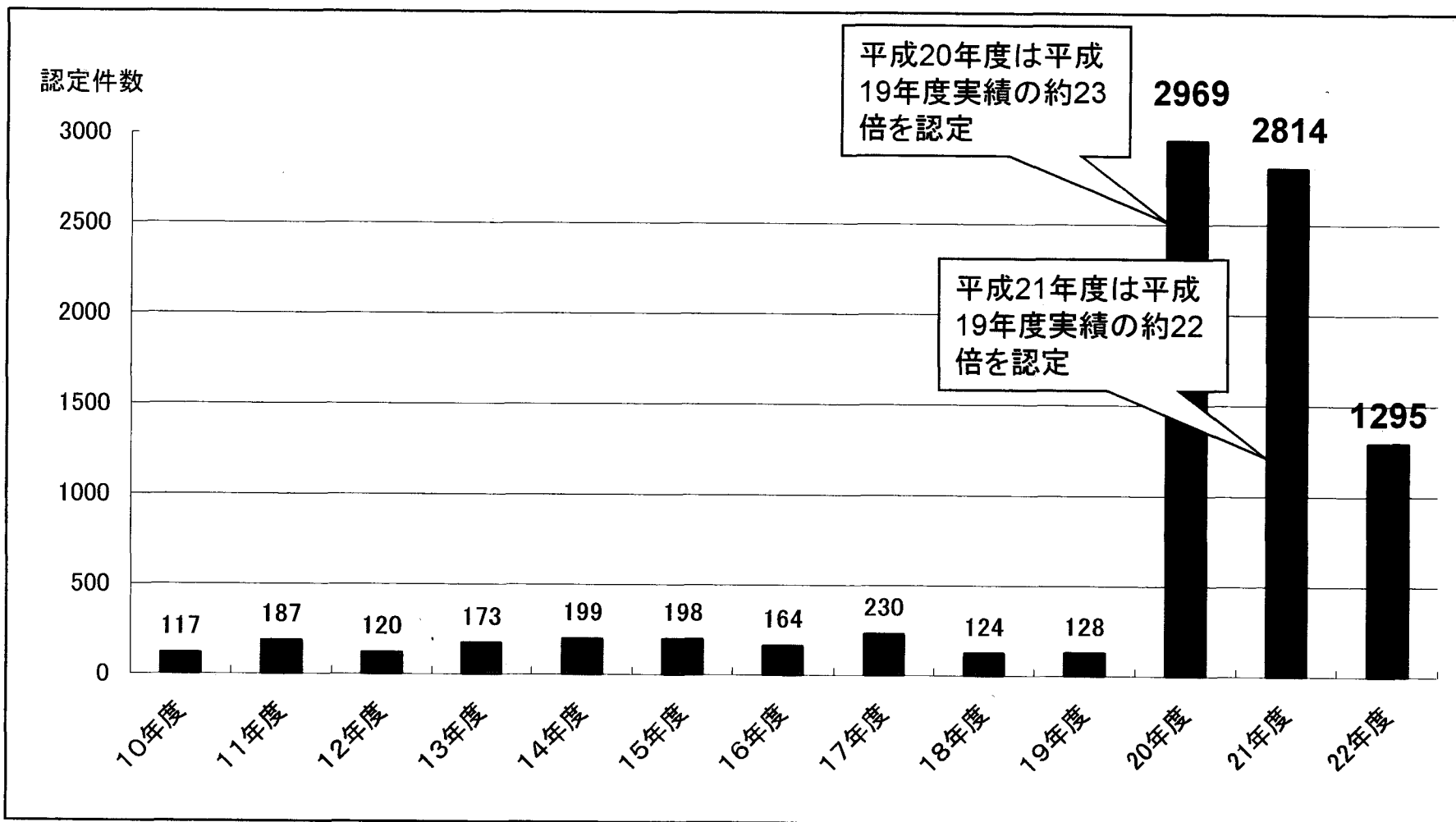
(※)21年6月の「新しい審査の方針」の改定により追加

II 要医療性の判断

当該疾病等の状況に基づき、個別に判断

原爆症の認定件数

・平成20年4月以降、23年1月までで、合計7,078件を認定



※平成18年度から平成21年度までは異議申立ての容認件数を含む。

身体障害認定分科会の概要について

障害保健福祉部企画課

身体障害認定分科会は、疾病・障害認定審査会令（平成12年政令287号）第5条の規定により、「身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）の規定により審査会の権限に属させられた事項を処理すること」とされている。

身体障害者福祉法施行令の規定において、

- ① 都道府県、指定都市並びに中核市が身体障害者手帳の交付事務を行うにあたり、申請者の障害が身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない
- ② 地方社会福祉審議会が調査審議を行い、なおその状態が身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当するか否かについて疑いがある場合に、身体障害者福祉法施行令第5条第2項の規定に基づき、各都道府県知事より厚生労働大臣あてに認定を求めることができる
- ③ この求めがあった場合には、同条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣は疾病・障害認定審査会に諮問を行う

こととされている。

また、自治体の手帳交付事務を行う際のガイドライン（技術的助言）である身体障害認定基準等の改正等についても、必要に応じて医学的・専門的見地から審議を行っている。

（参考）

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）（抄）

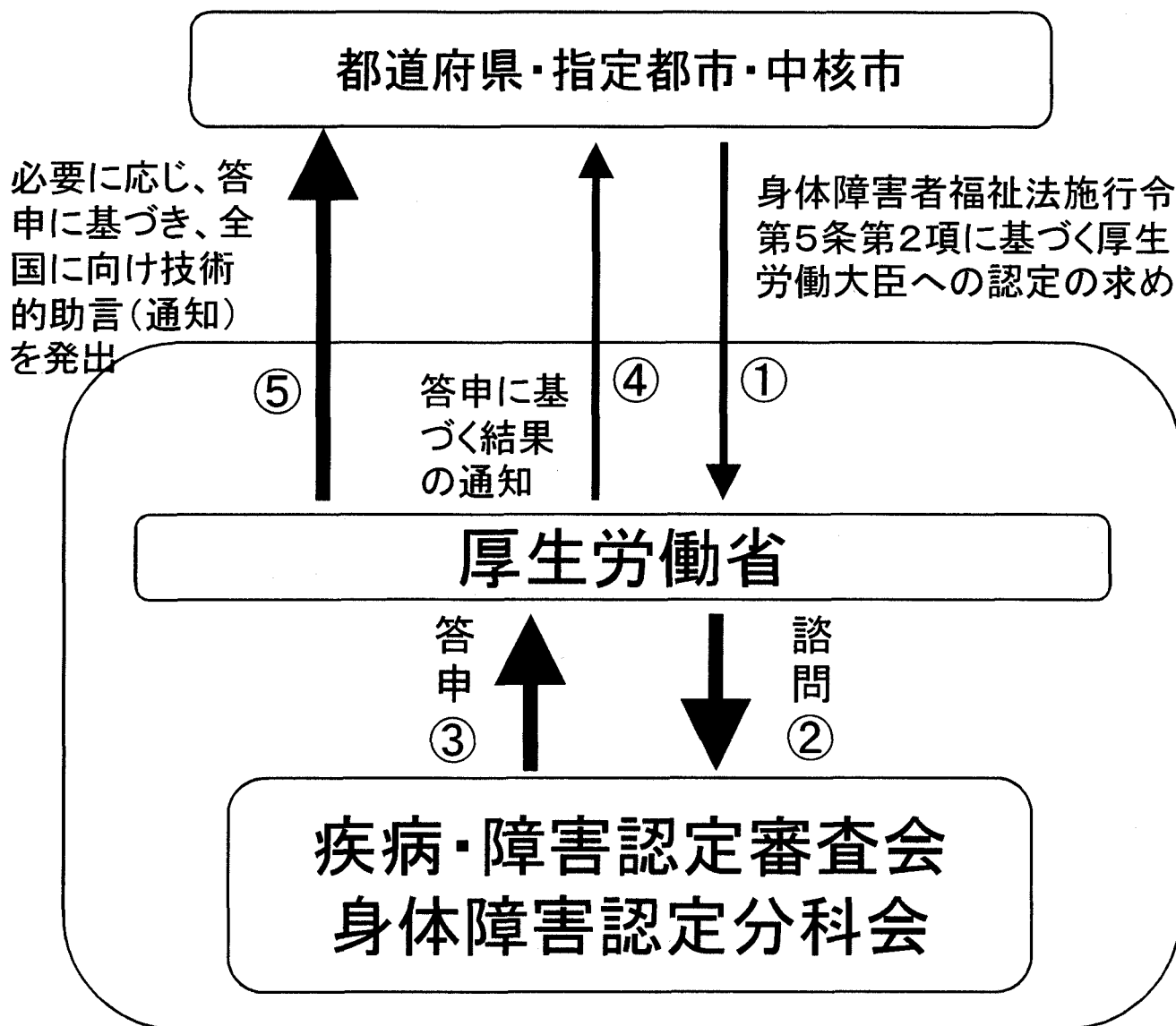
（障害の認定）

第五条 都道府県知事は、法第十五条第一項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地方社会福祉審議会が調査審議を行い、なおその障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるときは、厚生労働大臣に対し、その認定を求めなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による認定を求められたときは、これを疾病・障害認定審査会に諮問するものとする。

身体障害認定分科会の役割と活動について



○ これまでの審議状況

開催日	答申等の状況
第1回(H14. 2. 5)	答申: 3件
第2回(H14.11.12)	答申: なし 認定基準改正に係る検討
第3回(H16. 2. 5)	答申: 1件
第4回(H21. 9. 11)	答申: なし 認定基準改正に係る検討

身体障害者手帳制度の概要

1 概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

2 交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類（いずれも、一定以上で永続することが要件とされている）

- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚又は平衡機能の障害
- ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・ 肢体不自由
- ・ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ・ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ・ 小腸の機能の障害
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ・ 肝臓の機能の障害

3 障害の程度

法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に程度の側から1級から6級の等級が定められている。

（7級の障害は、単独では交付対象とはならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、対象となる。）

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害				肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
1級	両眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をシヨバ一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢 体 不 自 由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害								
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
4級	<p>1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの</p> <p>2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの</p>	<p>1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの)</p> <p>2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの</p>		<p>音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害</p>	<p>1 両上肢のおや指を欠くもの</p> <p>2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの</p> <p>4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの</p> <p>7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの</p> <p>8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障害</p>	<p>1 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</p> <p>4 一下肢の機能を著しい障害</p> <p>5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの</p> <p>6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの</p>		<p>不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>不随意運動・失調等による社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>
5級	<p>1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの</p> <p>2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</p>		<p>平衡機能の著しい障害</p>		<p>1 両上肢のおや指の機能を著しい障害</p> <p>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を著しい障害</p> <p>3 一上肢のおや指を欠くもの</p> <p>4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を著しい障害</p>	<p>1 一下肢の股関節又は膝関節の機能を著しい障害</p> <p>2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの</p>	<p>体幹の機能の著しい障害</p>	<p>不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの</p>	<p>不随意運動・失調等による社会での日常生活活動に支障のあるもの</p>							

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由						心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害					
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等による移動機能の劣るもの							
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、突用調(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>															

平成22年4月から肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されます

対象者

- 認定基準に該当する肝臓機能障害のある方
- 肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方

手続き

- 申請書、診断書、写真（たて4cm×横3cm）をお住まいの市町村の担当窓口へ提出してください。
- ※診断書は、身体障害者手帳指定医が作成したものに限ります。
- ※市町村によって、提出書類が異なる場合があります。

認定基準

- 主として肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類によって判定します。
- 3ヶ月以上グレードCに該当する方が、概ね身体障害者手帳の交付対象となります。
- ※Child-Pugh分類
肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値によって肝臓機能障害の重症度を評価します。

適用される 施策など

- 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや自立支援医療（更生医療・育成医療）の対象となります。
- 等級によっては、公職選挙法に基づく選挙の際に郵便投票を行うことができる措置の対象や、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく企業の障害者雇用率制度や障害者雇用納付金の算定の対象となります。
- 所得税や個人住民税等、法律に基づく各種税制優遇の適用対象となります。
- その他、鉄道運賃、航空旅客運賃、有料道路の料金、日本放送協会放送受信料などの割引措置を受けられる場合があります。

詳しい手続きの方法や認定基準の内容、指定医のいる医療機関などについては、お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。